

県民税

県民税は、県の仕事に必要な経費を広く県民からその能力に応じて負担してもらうための税です。

個人の県民税（市・町民税）

◇控除の種類

所得控除（法第34条）

項目	控除額										
雑損控除	次のいずれか多い金額 ①（損失額－保険等により補てんされた金額）－（総所得金額等×1/10） ②（災害関連支出の金額－保険等により補てんされた金額）－50,000円										
医療費控除	次のいずれかを選択して、算出した金額 ①従来の医療費控除を適用する場合 $\left(\begin{array}{l} \text{医療費} \\ - \\ \text{保険等により補} \\ \text{てんされた金額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{l} \text{総所得金額等} \times 5\% \text{又は} \\ 10 \text{万円のいずれか低い額} \end{array} \right) \quad \text{限度額 200万円}$ ②医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用する場合 $\left(\begin{array}{l} \text{支払った一定のスイッチ} \\ \text{OTC医薬品の購入費} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険等により補} \\ \text{てんされた金額} \end{array} \right) - 12,000 \text{円} \quad \text{限度額 88,000円}$ ※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）は、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、スイッチOTC医薬品（要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した際に、その購入費用について医療費控除を受けられるものです。 ※対象となる医薬品は、令和4年1月1日からより効果的なものに重点化されます。										
社会保険料控除	支払った金額										
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額										
生命保険料控除	①平成24年以降に締結した保険契約等（新契約）（最高限度額70,000円） 生命保険、介護医療保険、個人年金保険のそれぞれにつき <table border="1"><thead><tr><th>前年中に支払った保険料</th><th>控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>12,000円以下</td><td>全額</td></tr><tr><td>12,000円超～32,000円以下</td><td>支払保険料×1/2+6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超～56,000円以下</td><td>支払保険料×1/4+14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></tbody></table> それぞれの適用限度額は28,000円	前年中に支払った保険料	控除額	12,000円以下	全額	12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円	32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円	56,000円超	28,000円
前年中に支払った保険料	控除額										
12,000円以下	全額										
12,000円超～32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円										
32,000円超～56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円										
56,000円超	28,000円										

②平成 23 年末以前に締結した保険契約等（旧契約）（最高限度額 70,000 円）
生命保険、個人年金保険のそれぞれにつき

前年中に支払った保険料	控 除 額
15,000 円以下	全額
15,000 円超～40,000 円以下	支払保険料×1/2+7,500 円
40,000 円超～70,000 円以下	支払保険料×1/4+17,500 円
70,000 円超	35,000 円

それぞれの適用限度額は 35,000 円

①の新契約と②の旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合、全体で 70,000 円が限度額となります。

地震保険料控除

①地震保険契約に係るもの
 支払った地震保険料×1/2（限度額 25,000 円）

②長期損害保険契約に係るもの（平成 18 年 12 月 31 日までに契約締結したもの）

支払った保険料のうち 5,000 円までの部分の全額	+	5,000 円を超える 部分の金額×1/2	（限度額 10,000 円）
-------------------------------	---	--------------------------	----------------

①と②の合計の限度額 25,000 円

障 害 者 控 除 26 万円（特別障害者は 30 万円、同居特別障害者は 53 万円）

寡 婦 控 除 26 万円

ひ と り 親 控 除 30 万円

勤 労 学 生 控 除 26 万円

配 偶 者 控 除

最高 33 万円（70 歳以上の配偶者は 38 万円）
 納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000 万円を超える場合は適用がありません。配偶者の合計所得金額は、48 万円以下の人が対象です。

配 偶 者 特 別 控 除

最高 33 万円
 納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下の人が対象であり、納税者本人と配偶者の所得に応じて減額されます。また、配偶者控除を受ける場合は、配偶者特別控除は受けられません。

扶 養 控 除

扶養親族 1 人につき 33 万円（老人扶養親族は 38 万円、特定扶養親族及び同居老親等は 45 万円）

基 礎 控 除

最高 43 万円
 納税者の合計所得金額が 2,400 万円を超えると控除額が段階的に減少し、2,500 万円を超える場合は適用がありません。